

犬山市水道事業指定給水装置工事事業者

指定申請(新規・更新)および各種届出について

1. 新規申請

◆ 提出書類

提出書類	法人	個人
a) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○
b) 機械器具調書(様式第1別表)	○	○
c) 誓約書(様式第2)	○	○
d) 定款または寄付行為 ※原本証明 必要	○	
e) 登記簿謄本 ※原本	○	
f) 住民票の写し		○
g) 機械器具調書に記載されている用具の写真(用具ごとに) ※任意様式	○	○
h) 事業所の外観写真(全景、看板の見えるもの)、内部写真、倉庫等の写真 ※任意様式	○	○
i) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6) ※指定を受けた日から14日以内に選任し届出してください。	○	○
j) 給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○

◆ 記入の仕方

a) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)

- ❖ 日付……申請日の日付を記入

<法人での申請の場合>

- ❖ 氏名又は名称……登記簿謄本に記載されている本店の名称を記入
- ❖ 住所……登記簿謄本に記載されている本店の住所を記入
- ❖ 代表者氏名……登記簿謄本に記載されている代表者氏名を記入
- ❖ 役員の氏名
有限会社、株式会社の場合…… 登記簿謄本に記載されている役員(代表取締役、取締役、監査役等全員)の氏名及びフリガナを記入
合名・合資会社の場合 …… 業務執行社員、定款に役員として記載のある者の氏名及びフリガナを記入
- ❖ 事業の範囲……定款もしくは登記簿に記載されている「目的」を参照に記入
- ❖ 事業所の名称、所在地……事業を行う事業所(本店または支店)の名称、所在地
- ❖ 主任技術者……選任されることとなる主任技術者の氏名、免状の交付番号を記入
※事業所間で十分な協議のうえ選任を行ってください。

<個人事業主での申請の場合>

- ❖ 氏名又は名称……屋号を記入(屋号がない場合は個人の氏名を記入)
- ❖ 住所……住民票の住所を記入
- ❖ 代表者氏名……個人の氏名を記入
- ❖ 役員の氏名……記入不要
- ❖ 事業の範囲……営業目的(給水装置工事事業を行うもの)を記入
- ❖ 事業所の名称……屋号を記入(屋号がない場合は個人の氏名を記入)

b) 機械器具調書(様式第1別表)

- ❖ 年月日現在……申請日の日付を記入
- ❖ 種別……「切断用」、「加工用」、「接合用」、「水圧テストポンプ」の別を記入

指定の基準

次の機械器具を有する者であること。

切断用機械器具 : 金切りのこ 等

加工用機械器具 : やすり、パイプねじ切り器 等

接合用機械器具 : トーチランプ、パイプレンチ 等

水圧テストポンプ

c) 誓約書(様式第2)

- ❖ 日付……申請日の日付を記入
- ❖ 氏名又は名称、住所、代表者氏名……a) 指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)と同様に記入

水道法第 25 条の3第1項第3号

イ 心身の故障により給水装置工事事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

※厚生労働省令で定めるもの…精神の機能の障害により給水装置工事事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ニ 第 25 条の 11 第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

d) 定款、または寄付行為

- ❖ 余白に代表者による原本証明が必要です。

e) 登記簿謄本(登記事項証明書)

- ❖ 発行日から3か月以内のものの原本を提出してください。

f) 住民票の写し

- ❖ 個人番号(マイナンバー)が非表示のもので、発行日から3か月以内のものの写しを提出してください。

g) 機械器具調書に記載されている用具の写真

- ❖ b) 機械器具調書(様式第1別表)に記載の用具を、用具ごとに撮影した写真を提出してください。
- ❖ 様式は任意です。

h) 事業所の外観写真(全景、看板の見えるもの)、内部写真、倉庫等の写真

- ❖ 様式は任意です。

i) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6)

※指定を受けた日から14日以内に選任し届け出してください。

- ❖ 日付……届出日の日付を記入
- ❖ 選任・解任の部分はそれぞれ該当する文字を丸で囲み、不要な文字は二重線で消してください。

j) 給水装置工事主任技術者免状の写し

※選任された主任技術者の氏名、免状の番号の確認に使用します。

◆ 申請から指定までの流れ

- ❖ 申請受付後、指定の基準を満たしているかを審査します。
- ❖ 指定要件を満たしている場合、犬山市水道事業指定給水装置工事事業者に指定し、事業者証を交付します。指定の有効期間は、指定の日から5年間です。
- ❖ 手数料は、10,000円です。事業者証交付の際にお支払いください。
- ❖ 指定後、市ホームページの「指定水道工事店一覧表」に掲載します。

2. 指定事項の変更、事業の廃止・休止・再開、主任技術者の選任・解任の届出

<指定事項の変更>

◆ 提出書類

提出書類	変更事項					
	法人			個人	事業所の名称・所在地	主任技術者の氏名・免状の交付番号
	名称・住所	代表者氏名	役員	氏名・住所		
指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4)	○	○	○	○	○	○
定款または寄付行為 ※原本証明 必要	○	○				
登記簿謄本 ※原本	○	○	○			
住民票の写し				○		
誓約書(様式第2)	○※1	○	○※2			
給水装置工事主任技術者免状の写し						○
指定給水装置工事事業者証の提出	○			○	○	

※1 名称変更の場合のみ該当します。

※2 役員の退任のみの場合は提出不要です。

◆ 留意事項

- ❖ 変更のあった日から30日以内に届出してください。
- ❖ 変更には、屋号の変更や有限・株式・合資の組織変更を含みます。

<事業の廃止・休止・再開>

◆ 提出書類

提出書類	廃止	休止	再開
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第5)	○	○	○
指定給水装置工事事業者証の返納・提出	○	○	

◆ 留意事項

- ❖ 廃止または休止の日から30日以内、再開の日から10日以内に届出してください。

<主任技術者の選任・解任>

◆ 提出書類

提出書類	選任	解任
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第6)	○	○
給水装置工事主任技術者免状の写し	○	

◆ 留意事項

- ❖ 指定を受けた日から14日以内に選任し届出してください。
- ❖ 主任技術者が欠けた場合は、14日以内に選任し速やかに届出してください。
- ❖ 新たに選任または解任した場合は、遅滞なく届出してください。

3. 更新申請

◆ 提出書類

提出書類	法人	個人
指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○
機械器具調書(様式第1別表)	○	○
誓約書(様式第2)	○	○
定款または寄付行為 ※原本証明 必要	○	
登記簿謄本 ※原本	○	
住民票の写し		○
機械器具調書に記載されている用具の写真(用具ごとに) ※任意様式	○	○
事業所の外観写真(全景、看板の見えるもの)、内部写真、倉庫等の写真 ※任意様式	○	○
給水装置工事主任技術者免状の写し	○	○
指定更新時確認事項 ・指定給水装置工事事業者講習会の受講実績 ・指定給水装置工事事業者の業務内容 ・給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 ※1 ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 ※2	○	○
指定給水装置工事事業者証の提出	○	○

※1 自社内研修ではない場合は、研修受講を確認できるものを添付
(e ラーニングや現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの(主任
技術者証)の写しなど。)

※2 資格を有している場合は、保有している資格を確認できるものを添付(資格証等の写しなど)

◆ 記入の仕方

- ❖ 新規申請と同様です。
- ❖ 指定更新時確認事項については、記入例をご確認ください。

◆ 申請から指定までの流れ

- ❖ 更新の時期が近づきましたら、更新案内を郵便にて送付します。有効期間内に手続きしてください。
- ❖ 申請受付後、指定の基準を満たしているかを審査します。(基準は新規申請と同様です。)
- ❖ 指定要件を満たしている場合、指定を更新し、新しい事業者証を交付します。指定の有効期間は、更新前の有効期間満了日の翌日から5年間です。
- ❖ 手数料は、7,000円です。事業者証交付の際にお支払いください。
- ❖ 更新後、市ホームページの「指定水道工事店一覧表」に掲載します。

書類提出先

犬山市役所 2階 都市整備部水道課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36

TEL:0568-62-9300 FAX:0568-62-8579